

令和5年度税制改正～資産税～

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

令和5年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要についてお知らせいたします。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

- 適用期限が令和8年3月31日までとされ**3年延長**されます。
- 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率**は、贈与税の**本則税率**とする。
- 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（≒小規模宅地等の適用後の遺産総額）が**5億円を超える場合**には、**受贈者の年齢等に関わらず、残高を相続財産に加算**する。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

(1) 贈与者が死亡した場合の残高加算の厳格化

信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

＜適用時期＞

この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。

(2) 契約終了時の残高に対し一般税率による課税

受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

＜適用時期＞

この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

(3) 教育資金の範囲の拡大

対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

＜適用時期＞

この改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

～参考～

《制度の概要》

30歳未満の方が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から

- ① 信託受益権を取得した場合、
- ② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は
- ③ 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、

その信託受益権等の価額のうち**1,500万円までの金額**に相当する部分の価額については、**金融機関等の営業所等を經由して教育資金非課税申告書を提出**することにより、受贈者の**贈与税が非課税**となります※1。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として※2、その死亡日における非課税抛出額 ※3から教育資金支出額※4（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「**管理残額**」といいます。）を、贈与者から**相続等により取得した**こととされます。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合※6には、非課税抛出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に**贈与があった**こととされます。

※1 信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。）。

2 贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や平成31年4月1日以後に非課税抛出がない場合など、一定の場合には相続等により取得したものとされません。（贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。）

3 「非課税抛出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

4 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。